インターネット上の違法情報対策の共同規制的転回について

情報法制学会 2021/12/11

曽我部真裕(京都大学)

プロフィール

曽我部真裕(そがべまさひろ)

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授(憲法・情報法)。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程(中退)、司法修習生(第54期)、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構(BPO)放送人権委員会委員長、情報法制研究所(JILIS)理事、情報法制学会運営委員など。『情報法概説(第2版)』(共著、弘文堂)、『憲法 I 総論・統治(第2版)』『憲法 I 人権(第2版)』(共著、日本評論社)など。

Twitter @masahirosogabe E-mail sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

agenda

- はじめに
 - これまでの違法情報対策の大枠
 - プロバイダ責任制限法
 - プロ責法のもとでの運用について
 - 権利侵害以外の違法情報について
- 共同規制モデルへの転換
 - デジタルサービス法案
 - 総務省プラットフォームサービスに関する研究会「中間とりまとめ」
- おわりに

はじめに

- 日本におけるインターネット上の違法情報対策は、プロバイダによる自主的な削除を促すことが中心であった。
- 自主規制と司法的解決との複合モデル
 - 削除という行為に着目をして、それを促す。削除の問題は、権利侵害情報について言えば、最終的には被害者と加害者あるいはプロバイダとの間の民事訴訟で解決される。権利侵害情報以外の違法情報については、刑事訴追がなされる。
- しかし、近年、特にEU及びその加盟国において、プロバイダに対する公法的規制が試みられるようになってきた。
 - 削除という行為への着目にとどまらず、プロバイダに対して態勢整備に関する一定の公法上の義務を課し、行政機関がそれをモニタリングする仕組みのもと、個々の投稿への対応のあり方については事業者の判断に委ねるという方式
 - EUのデジタルサービス法案
 - ドイツのネットワーク執行法(SNS(対策)法)

これまでの違法情報対策の大枠 基本的な区別

<mark>権利侵害情報</mark> (名誉毀損、プライバシー侵害、著作権 侵害等)	その他の違法情報 (わいせつ、違法薬物の広告など)
青少年に有害な情報	その他の有害情報(公序良俗等に反する情報)
(アダルトコンテンツ、暴力的な表現など)	(自殺を誘引する書き込みや死体の画像などの人の尊厳を害する情報等)

これまでの違法情報対策の大枠プロバイダ責任制限法

- プロバイダ責任制限法(プロ責法)は、2001年に制定されたのち、大きな改正は受けてこなかったが、2021年になって発信者情報開示請求に関する重要な改正がなされた。
- プロ責法は、次の2点を定める。
 - 権利侵害情報の流通による権利侵害に起因する債務不履行又は不法行為に基づくプロバイダ(法文上は「特定電気通信役務提供者」)の損害賠償責任を制限。
 - 権利侵害の被害者が発信者に対して訴訟を提起するために必要な発信者情報の開示をプロバイダに求める ための発信者情報開示請求権を定める規定。
- 責任制限規定の削除促進機能
 - プロ責法 3 条は、直接的には損害賠償責任の一部免責を行うものであるが、そこで期待されている機能はむしろ権利侵害投稿の自主的削除の促進である。
- 発信者情報の開示
 - 諸外国においては、本案訴訟に付随する手続として発信者情報の開示が位置づけられていることが多いが、 日本では、発信者情報開示請求権という実体法上の権利を付与する方式がとられている。

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案(概要)

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情 報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※ を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とす る「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記 録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令 を設ける。
- 裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

現行 新たな裁判手続(非訟) 超明新 SNS事業者等 SNS事業者等 裁判所 (発信者の通信記録) 福明新 通信事業者 (発信者の氏名・住所等) (発信者の氏名・住所) [損害賠償請求 (訴訟)] 損害賠償請求 (訴訟) 発信者

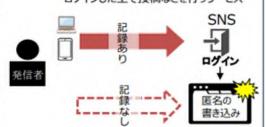
2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通 信記録が保存されない場合には、発信者の特定をする ためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

 発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の 情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うこと ができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉 ID/バスワードを入力し、アカウントに ログインした上で投稿などを行うサービス



3. その他

【改正事項】

開示請求を受けた事業者が発信者 に対して行う意見照会※において、 発信者が開示に応じない場合は、 「その理由」も併せて照会する。

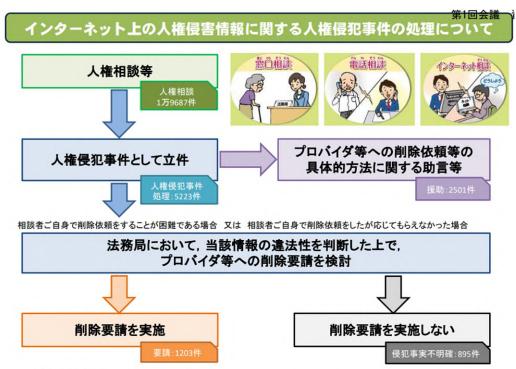
※新たな裁判手続及び現行手続 (訴訟手続及び任意開示)の場合

これまでの違法情報対策の大枠 プロ責法のもとでの運用について

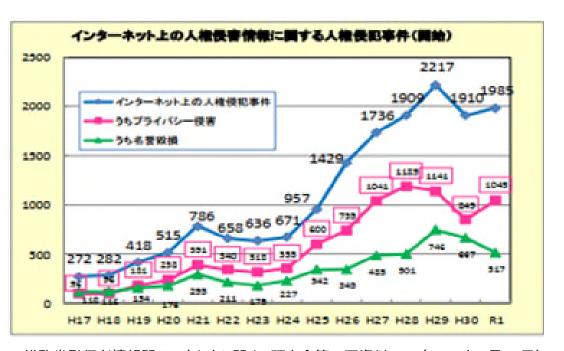
- プロ責法3条のもとでの事業者の自主的的な取組
 - 「ノーティス&テイクダウン」の仕組みとは異なり、プロ責法3条は免責に関し、プロバイダの実質的な判断を要求。
 - 2002年に「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が設置され、プロ責法の運用に関して複数のガイドラインを策定。
 - 信頼性確認団体による削除請求に関しては、プロバイダは、権利侵害であること等の確認ができているものとして扱うことにより、判断の負担を軽減。
 - ガイドラインの枠外で、法務省人権擁護機関による削除要請が存在し、また、最近では、インターネット企業有志によって設立された一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)が運営する「誹謗中傷ホットライン」による削除を促す通知が行われている。

これまでの違法情報対策の大枠 プロ責法のもとでの運用について

法務省人権擁護機関による削除要請



※平成30年1月から令和2年10月までに処理した件数 その他、打切り(調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる)等により処理が終了する場合がある。



総務省発信者情報開示の在り方に関する研究会第1回資料1-2(2020年4月30日)

これまでの違法情報対策の大枠 プロ責法のもとでの運用について

- セーフライン及び誹謗中傷ホットラインなどの取り組み
 - 民間団体による活動として、一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)が2013年から 運営する「セーフライン」においてリベンジポルノの、2020年に開始した「誹謗中傷ホットライン」にお いて誹謗中傷の、削除要請がそれぞれ行われている。
 - 「誹謗中傷ホットライン運用ガイドライン」に基づいて、「特定誹謗中傷」すなわち、
 - (ア) 個人が特定可能であること、
 - (イ)公共性がないことが明らかである又は公益目的の表現でないことが明らかであること、
 - (ウ) (i) 特定個人の社会的評価が低下させられるものであること、または
 - (ii) 社会生活上許される限度を超えた侮辱的表現を内容とすること
- をすべて充たす場合に、削除通知を行っている。

これまでの違法情報について

- 違法情報に関してプロバイダに何らかの規律を行う特別な法令はない。
 - 運営するサービス上で違法情報が投稿されたプロバイダは、一般法に従い、刑事責任を負う場合はあるが、極めて限られた場合にとどまる。
 - ・ 違法情報に対する対策として重要なのは、プロバイダによる削除であるが、これは自主的な取り組み。
- インターネット・ホットラインセンター (IHC)
 - 一般のインターネット利用者からの通報を受け付け、「ホットライン運用ガイドライン」に照らして違法性があると判断したもの等について、一部は警察に情報提供を行うほか、プロバイダに対して削除依頼を行う等の活動を行っている。
 - IHCが扱うのは、所定の違法情報(わいせつ関連情報、薬物関連情報、振り込め詐欺等関連情報、不正アクセス関連情報)が中心であるが、自殺誘引等情報についても、違法情報ではないが有害情報として例外的に扱われる。

これまでの違法情報対策の大枠 児童ポルノのブロッキング

- 児童ポルノサイトのブロッキング
 - 削除とは別の自主的な取組として、2011年からブロッキングが行われている。主要なプロバイダ等によって 設立された一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)が、ブロッキングの対象とすべき ドメイン及びURLのリストを作成して会員プロバイダに提供、それに基づいてブロッキングが実施されている。

【小括:権利侵害情報対策の仕組みの特徴】

- ① 削除という個別の行為に焦点を当て、その促進を図っている。プロバイダにおける体制のあり様は射程に入れていない。
- ② ここで問題となっている削除義務は私法上の義務であり、したがって、削除に関する紛争は、最終的には民事訴訟で解決されることとなっている。その意味では司法モデル。

共同規制モデルへの転換 インターネット環境の変化

- 以上で見たようなあり方は、プロ責法が制定された2001年以降の数年間でその骨格が形成されたもの。しかし、2010年代以降、これらの利用が急速に進むと、違法有害情報の流通の深刻度は増して行った。
- 例えば、
 - 法務省人権擁護機関が処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は、 2005年には272件だったのが漸増して2012年には671件となったのち急増し、2017年に2217件とピークに達し、その後も1900件台で高止まりしている。
 - ヤフーは、「Yahoo!ニュースコメント」において、A I による不適切投稿の削除を行っているところ、1 日平均約29万件の投稿のうち、約2万件を削除。
- 近年の変化として他にも見逃せないのは、今の例からも分かるように、目視だけではなくA I を使った自動監視技術が発展してきたこと。
- 以上のような変化に対する明確な対応が検討され始めたのは、2020年、人気プロレスラーが誹謗中傷を苦にして自死を遂げたと見られる事案を受けてのこと。

共同規制モデルへの転換 デジタルサービス法案

- E U において違法コンテンツとの関係でプロバイダの規律を行っているのは、2000年制定の電子商取引指令であった。デジタルサービス法案は、同指令を改正しようとするもの。
- デジタルサービス法案の規律の対象となるプロバイダは、仲介サービス、 ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム、超巨大プラットフォーム の4種。
- プロバイダに対する規律
 - 一般的な監視義務はないというプロバイダ責任に関して各国で共通して採用されている原則が、(電子商取引指令に引き続き)確認されている(6条、7条)。
 - プロバイダには、違法情報を発見した場合に削除する一般的義務もない。 ただし、オンライン・プラットフォームに対しては犯罪行為が疑われる場合の法 執行機関への報告が義務化されている(21条)。



総務省プラットフォームサービスに関する研究会第23回 参考資料 5 (2021年2月25日)

● 2020年12月15日、欧州委員会はDigital Service Act(DSA)の法律案を公表。DSAは全ての仲介サ ービス提供者(プラットフォーム事業者等)に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定 するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。

1.对象事業者

仲介サービス(ISP等)、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム(オンラインマーケットプレイス、アプリストア、SNS 等)、**超大規模オンラインプラットフォーム**を提供する事業者

- 2. 仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任【第 Ⅱ章】
 - 「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定。
 - 一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定
- 透明で安全なオンライン環境のための義務【第Ⅲ章】
- (1)全ての仲介サービス提供者に対する義務【第1節】
 - コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開、透明性報告義務(※1)、連絡窓口・国内法定代理人の設置等
 - ※1 違法コンテンツの通知件数・削除件数、自発的なコンテンツモデレーションの内容、対応に関する苦情の件数等。事業者の規模に応じ、透明性義務の内容を追加
- (2)ホスティングサービス提供者の義務【第2節】
- 違法コンテンツの通知受付体制整備、違法コンテンツへの対応に関する理由の通知 等
- (3)オンライン・プラットフォームの義務【第3節】
- **違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備、**裁判外紛争解決機関の利用、信頼された旗手、不正な通知・反論に 対する対策、オンライン広告の透明性確保(※2) 等 ※2 広告であること、広告主及び広告表示決定に用いられた主なパラメータ等を表示
- (4)超大規模オンライン・プラットフォームの義務【第4節・第5節】
- サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、外部監査の実施・公表、レコメンダー・システム、オンライン広告の透明 性の追加(※3)、規制当局及び研究者のデータアクセス、コンプライアンス・オフィサー設置、行動規範、危機対応等
- 4. モニタリング及びエンフォースメント
 - ・各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を設置。
 - ・欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリング。義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金 等を科すことが可能。

3

それぞれの対象ごとに規定されている義務は以下のとおり。

		仲介サービス	ホスティング サービス	オンライン・ プラットフォーム	超大規模 プラットフォーム
命令を受けて国の機関と連携	第8条·第9条	•	•	•	•
連絡先、必要な場合には法定代理人	第10条·第11条	•	•	•	•
基本権を考慮した利用規約の要件	第12条	•	•	•	•
透明性の報告	第13条	•	•	● (第23条も追加)	● (第23条及び 第33条も追加)
利用者への通知・行動と情報提供義務	第14条•第15条		•	•	•
苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条•第18条			•	•
信頼された旗手	第19条			•	•
不正な通知・反論に対する対策	第20条			•	•
犯罪行為の通報	第21条			•	•
サードパーティサブライヤーの信用証明書の審査(KYBC)	第22条			•	•
オンライン広告のユーザ視点の透明性	第24条			•	•
リスク管理義務とコンプライアンス・オフィサー	第26条・第27条・第32条				•
外部リスク監査と公的説明責任	第28条				•
レコメンドシステムの透明性と情報へのアクセスのためのユー ザーの選択	第29条•第30条				•
当局・研究者とのデータ共有	第31条				•
行動規範	第35条 · 第36条				•
危機対応への協力	第37条				•

共同規制モデルへの転換 デジタルサービス法案

- ◆ 本稿の関心からは、削除義務以外の体制整備に関わる様々な義務付けがされている点が興味深い。 その一端を見ると、オンライン・ブラットフォームに対しては、下記のような義務が課されている。
 - EUや加盟国の司法機関・行政機関によるEU法や国内法に基づいた命令を受領した場合の、違法コンテンツに対する対応行動の報告やユーザー情報の提供(8条、9条)
 - 規制当局と連絡を取るための電子的な窓口の設置、必要な場合は法定代理人の指定(10条、11条)
 - 当事者の権利や正当な利益を十分に考慮した利用規約の公開(12条)
 - 法令・利用規約違反による削除件数等に関する透明性レポートの年1回以上の提出(13条)、より詳細な透明性レポートの提出(23条)
 - ユーザーが違法なコンテンツを通知できる仕組みの整備とそれに対する行動(14条、15条)
 - 苦情処理・救済システムの導入、裁判外紛争解決機関との協力(17条、18条)
 - 信頼された旗手(trusted flagger) からの通知への優先的対応(19条)
 - 明らかに違法なコンテンツを提供する、あるいは明らかに根拠のない通知や苦情処理を申し立てるユーザーへのサービスの一時停止措置(20条)
 - 重大な犯罪行為の疑いがある場合の法執行機関への報告(21条)
 - 取引業者の身元確認(22条)
 - オンライン広告のユーザー向けの透明性確保(24条)

共同規制モデルへの転換 デジタルサービス法案

- さらに、超巨大プラットフォームに対しては、以上に加えて、システミック・リスクに対処するため、下記のような追加的な義務が課される。
 - 年1回以上のリスクアセスメントと緩和策(26条、27条)
 - 独立した外部専門機関による年1回以上の監査と監査結果に応じた措置(28条)
 - レコメンドシステムの透明性確保(29条)
 - オンライン広告のユーザー向けの透明性確保(30条)
 - 当局や研究者にデータへのアクセスを認めること(31条)
 - コンプライアンス担当責任者の任命(32条)
 - 透明性レポートの半年ごとの公開、監査報告書の当局への提出(33条)

これらの義務は、プロバイダによる個々の投稿の削除の判断に立ち入るものではなく、ユーザーが違法なコンテンツを通知できる仕組みの整備や、信頼された旗手からの通知への優先的対応をはじめとして、削除を効果的に行う体制整備に関する義務を課した上で、透明性レポートの公表義務付けを通じてその体制の実効性確保を間接的に義務づけるというもので、「規制された自主規制」。

- 2020年以降の政策動向
 - 日本では2020年に誹謗中傷問題に注目が集まり、政府においてもいくつかの動きが見られた。
 - プロ責法改正の検討については前述。
 - 法務省では侮辱罪(刑法231条)の法定刑の引き上げの検討。
 - 本稿の関心から重要なのは、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」(PF研究会)での議論である。PF研究会は、2021年9月15日、「中間とりまとめ」を公表。
- PF研究会による調査検討で注目されるのは、主要なSNS等のプラットフォーム事業者(ヤフー、Facebook、Google、LINE、Twitter)における誹謗中傷等への対応状況について、サービス概要とポリシー、削除等の対応、削除要請や苦情に関する受付態勢・プロセス、発信者情報開示への対応、その他の取組及び情報分析・公開に関して、ヒアリングシートに基づく回答を求め、モニタリングを行ったこと。

- ヒアリングにおける質問事項は次の通り。
 - 1. サービス概要とポリシー(①対象サービス名、②加入者数、月間アクティブユーザ数又は書き込み数、③誹謗中傷等に関して禁止とする情報や行為、削除等の対応)
 - 2. 削除等の対応(①誹謗中傷等に関する申告や削除要請の件数、②誹謗中傷等に関する申告や削除要請に対する削除件数、削除割合、削除までの平均時間、③②以外の誹謗中傷等に関する主体的な削除件数(AIを用いた自動検知機能の活用等)、④③についての削除の方法・仕組み(AIを用いた自動検知機能の活用等)、⑤不正な申告や削除要請への対策の方法・仕組み、対応件数)
 - 3. 削除要請や苦情に関する受付態勢・プロセス(①一般ユーザからの申告・削除要請への受付窓口・受付態勢、対応プロセス、②申立時における申立者や発信者への通知の有無、③対応決定時における通知の内容、理由の記載の程度、④一般ユーザからの申告や削除要請に対応する部署・チームの規模・人数、⑤④の部署・チームに関する日本国内の拠点の有無、日本における責任者の有無、⑥削除等への苦情や問い合わせに対する苦情受付態勢及び苦情処理プロセス、⑦⑥の苦情・問い合わせ件数)
 - 4. 発信者情報開示への対応(①発信者情報開示請求を受けた件数、②開示を行った件数)
 - 5. その他の取組(①普及啓発、②その他の対策(警告表示・ミュート機能等)、③取組の効果分析)
 - 6. 情報分析・公開(①誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査、②研究者への情報提供、利用条件、③ 透明性レポートの公開、日本語で閲覧可能か、④意見・補足)

- モニタリングにおける主な論点は以下の通り。
 - ・プラットフォーム事業者の削除等の取組が適切に行われているかどうかについて、主な評価項目に関して、透明性・アカウンタビリティの確保が図られているか。
 - ・特に、海外事業者において、諸外国で行われている取組は我が国においても行われているかどうか。
 - ·AI を用いた削除対応が行われているか。
 - ・過剰な削除や不当なアカウント停止等の行き過ぎた対応が行われていないか。
 - ・各事業者や事業者団体における啓発活動は十分か。
 - ・削除以外の対策(事業者の創意工夫による対応)が行われているか。
 - ・誹謗中傷等の流通状況に関する分析・調査や、研究者への情報提供が行われているか。

誹謗中傷対策に関するプラットフォーム事業者における透明性・アカウンタビリティ確保状況の主な評価項目の比較

	ヤフー	Facebook	Google	LINE	Twitter
1 対応ポリシーの策定及び公表 (1. ③(i)(ii)関係)	0	0	0	0	0
2 削除要請件数や削除件数(国内)の 公表(2. ①②③関係)	0	×	0	0	×
3 削除要請対応チームや拠点(国内)の 公表(3. ①④⑤関係)	0	×	×	0	×
4 発信者情報開示の件数の公表 (4. ①②関係)	0	×	×	0	×
5 取組の効果分析の実施(5. ③関係)	0	Δ	Δ	Δ	Δ
6 透明性レポートの公開(6. ③関係)	×	Δ	0	0	0

[※] 令和3年2月25日モニタリング実施時に事業者から提出されたヒアリングシートにおいて、当該項目について、

「中間とりまとめ」15頁

⑥:十分かつ詳細な記載があった、○: 概ね記載があった、△:一部記載があった、×:記載がなかった

[「]日本における削除要請件数や削除件数」は一般ユーザからの申告に関する評価、「透明性レポートの公開」については一般ユーザ及び司法機関・行政機関からの申告・要請に関する評価を記載。

- 今後の取組として強調されているのはプラットフォーム事業者の自主的な取組の必要性。
 - プラットフォーム事業者に対して削除義務を課すことや、個別のコンテンツを削除しなかったことに対して罰則等を設ける法的規制の導入については極めて慎重な検討を要するとして否定的。
 - 他方で、事業者が自らのサービス上でどのような違法・有害情報が流通しているのか、自ら実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要だとし、また、取組の透明性・アカウンタビリティの確保方策が図られない場合は、それらに対する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与が必要であるとする。
 - 「取組の透明性・アカウンタビリティ」確保に関してはさらに敷衍されており、「次回以降のモニタリングにおいて、次回以降のモニタリングにおいて、依然として事業者が自主的な報告を行わない場合や、我が国における透明性・アカウンタビリティ確保が実質的に図られない場合には、透明性・アカウンタビリティの確保方策に関する行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、具体的に検討を行うことが必要である。」とする。

- 若干の検討①
 - 透明性・アカウンタビリティの確保のためのモニタリングという中間とりまとめの基本的な方針は、前述のデジタルサービス法など E U (諸国)の対策を参考にしているものと思われる。
 - こうしたアプローチは、個々の投稿の違法性や削除の是非の判断は事業者に委ねて政府は立ち入らない代わりに、違法有害情報に対応する態勢の整備を求め、かつ整備状況を公開させることを通じて間接的にそれを(事実上)義務づけるというものである。
 - 権利侵害投稿に関して言えば、プロ責法の限りでは削除が事実上義務付けられているのが現状であり、それ以上に削除義務を強化しても執行面での限界もあって効果は期待しにくい上に、過剰削除の懸念もあるため、個々の投稿に関して政府が立ち入らず(司法的な対応にとどめ)、態勢整備に着目して規制を行うことは賢明であり、EUと足並みをそろえることには実際上の意味もある。
 - しかし、EUと足並みをそろえるという観点で見た場合、日本とEUとの決定的な違いは、法律上の根拠の有無。
 - ・法的根拠がないことについて問題となるのは、中間とりまとめの立場は、文字通りの「透明性・アカウンタビリティ」確保方策を超えて、事実上、間接的な義務付けとなっているのではないか。

- 若干の検討②
 - しかし、EUと足並みをそろえるという観点で見た場合、日本とEUとの決定的な違いは、法律上の根拠の有無。
 - 法的根拠がないことについて問題となるのは、中間とりまとめの立場は、文字通りの「透明性・アカウンタビリティ」確保方策を超えて、事実上、間接的な義務付けとなっているのではないか。
 - 中間とりまとめでは単に情報公開を求めている体裁になっているが、ヒアリング項目は上述のようにかなり詳細であり、かつ、回答できない場合にはその理由の記述を求めるなど、実質的には態勢整備の取り組みを求めている。デジタルサービス法案では、態勢整備の義務を課した上で、それとは別に、透明性レポートの公表など情報公開義務を課している。これと比較すれば、中間とりまとめは「透明性・アカウンタビリティ」によって多くを語りすぎていると言わざるを得ない。
 - おそらく、法令の根拠なく、かつ自主的取組の尊重を建前とする前提の下、直接に態勢整備を求めることが 困難であったという事情があるのかもしれないが、疑問なしとはしない。
 - ヒアリング及びモニタリングは、法律制定の前提としての一過性の調査といったものではなく、それを通じて一定の取組を間接的に事実上義務づける側面があるのであって、法令の裏付けなく継続的に行うべきものではないだろう。

若干の検討③

- 法令の根拠があれば解決するものでもないが、根拠がなければより一層、モニタリングにおける評価基準が曖昧となり、事業者側の予測可能性を奪うことになる。他方で、逆に、法令の根拠がなければ強制力が伴わず、十分な対応が引き出せない可能性もある。
- 以上からすれば、次回以降のヒアリングにおいて十分な回答が得られるかどうかに関わらず、立法を検討することが望まれる。
- このような立法がなされれば、第1に、削除という行為からプラットフォーム事業者の体制整備に、第2に、私法的な担保から公法的・行政的な規律へのそれぞれ焦点が移動することになり、違法有害情報対策におけるモデルの転換を意味することになろう。法令の裏付けなくこうした方向にシフトしようとする現段階は、協定に基づく行動規範の方式による段階とともに、そうした転換への過渡的な段階にあると評しうる。
- 最後に、中間とりまとめは、このような転換に関し、違法情報のみならず、有害情報対策についても視野に入れているようにも思われる。特に、青少年の性被害防止に関してはプラットフォーム事業者がなしうることは多く、青少年保護の観点も併せて重視されることが求められる。

Fin ご清聴ありがとうございました。